

重要事項説明書

(指定訪問看護)

1. 事業所

事業所名	高梁市国民健康保険成羽病院訪問看護ステーション
所在地	岡山県高梁市成羽町下原301番地
電話	0866-42-3443
管理者	松平 加奈子
営業日	月曜日から金曜日(土・日・祝日・年末年始 12/29～1/3 は休業) 24時間連絡体制(緊急時訪問)実施
営業時間	午前8時30分～午後5時15分

2. 職員体制 看護師等2. 5人以上(管理者兼務1人)

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的 …… 家庭で療養する寝たきり老人や難病患者、重度障害者、末期癌患者等に対して、日常生活における活動機能の維持を図り、住み慣れた地域社会や家庭において安定した療養生活が送れるよう支援することを目的とします。

運営の方針 …… 在宅において、継続的な療養生活を支援していけるよう、関係機関、関係職種との連携に努めながら、施設や医療機関からの退院退所者、入院入所者等に対して柔軟に対応していきます。また、看護の特性を生かして、医療依存度の高い方への対応や、リハビリなどの技術を高め、積極的に行っていきます。

4. サービスの概要

サービスの内容	1)療養環境の整備指導 2)全身状態の観察、症状の観察、健康チェック 3)家族への介護相談、介護指導 4)日常の看護、介護(清潔、食事、排泄の介助) 5)床づれの予防、処置 6)リハビリテーション 7)特殊機器の管理(医師の連携指示により) 8)ターミナルケア(終末期看護) 9)関係機関との連絡調整 10)その他の看護
---------	---

5. 利用料金

※後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方、社会保険または国民健康保険の方
自己負担割合を乗じた額になります。

該当	利 用 料	
○	基本療養費	5,550円
○	管理療養費（月の初日）	7,670円
○	管理療養費2（2日目以降1日ごと）	2,500円
	緊急訪問看護加算 月14日目まで ※① 月15日目以降	2,650円 2,000円
	複数名訪問看護加算 看護師等(週1回) ※②	4,500円
	複数名訪問看護加算 准看護師(週1回)	3,800円
	24時間対応体制加算 ※③	6,520円
	特別管理加算(Ⅰ) ※④	5,000円
	特別管理加算(Ⅱ)	2,500円
	退院時共同指導加算 ※⑤	8,000円
	退院支援指導加算	6,000円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※⑥	2,000円
	訪問看護医療DX情報活用加算 ※⑦	50円
	訪問看護情報提供療養費（但し、市外に限る）	1,500円
	訪問看護ターミナルケア療養費	25,000円

下記に今現在該当、又は、今後該当した場合に算定します。

※①緊急訪問看護加算とは、利用者やその家族等の緊急の求めに応じて、主治医が訪問看護ステーション
に対して行なった指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合

※②複数名訪問看護加算とは、必要があつて同時に複数の看護師等による指定訪問看護を実施した場合
下記に該当する方

イ. 末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用の方

ロ. 特別管理加算の対象の方

ハ. 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている方

ニ. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる方

※③24 時間対応体制加算とは、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた
場合に常時対応可能で、緊急時訪問看護を必要に応じて行なう体制にあるものとして地方厚生(支)
局長に届け出た訪問看護ステーションにおいて、看護師(准看護師を除く)が指定訪問看護を受けよう
とする方に対して当該体制にある旨を説明し、その同意を得た場合

※④特別管理加算とは、特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者）に対して、計画的な管理を行なった場合。下記に該当する方

特別管理加算（Ⅰ） 在宅腫瘍化学療法注射指導管理等を受けている状態や
留置カテーテル等を使用している状態である場合

特別管理加算（Ⅱ） 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や
真皮を越える褥瘡等である場合

※⑤退院時共同指導加算とは、主治医の所属する保険医療機関に入院中又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入所中で、退院・退所後に指定訪問看護を受けようとする利用者又は家族等に対し、退院・退所時に訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）と入院（入所）施設の職員（医師、看護師等）が退院（退所）後の在宅療養についての指導を入院（入所）施設において共同で行い、その内容を文書で提供した場合

※⑥在宅患者緊急時等カンファレンス加算とは、利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに、看護師等（准看護師を除く）が参加して共同で利用者や家族に対して指導を行なった場合

※⑦訪問看護医療 DX 情報活用加算とは、電子資格確認（健康保険法第3条第13項）により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

1) 通常の事業実施地域

高梁市成羽町（吹屋、中野、坂本、布寄、羽根、長地、相坂、小泉を除く）

2) 交 通 費

※高梁市の区域を越えて行なう場合は、別途料金の請求があります。

往復距離	
事業実施地域内	無料
10km 未満	250円
10km～15km 未満	300円
15km～20km 未満	350円
20km～25km 未満	400円
25km～30km 未満	450円
30km以上	500円

3) その他の利用料 死後の処置料（実費負担 13,240円）
（※ただし訪問看護利用者に限る）

4) 解 約 料 不要

5) 支払い方法 口座振替又は納付書による支払

6. サービス提供に関する相談、苦情について

1) 苦情処理の体制及び手順

- 1 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【苦情申立窓口】のとおり)

苦情申立窓口

相談窓口	利用時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
高梁市国民健康保険成羽病院 訪問看護ステーション	利用方法	電話 0866-42-3443
	面接場所	高梁市成羽町下原301番地 ※ご希望により訪問 可
	責任者	管理者 松平加奈子

高梁市役所	利用時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
健康福祉部 地域医療連携課	利用方法	電話 0866-21-0258
	面接場所	高梁市松原通2043番地

岡山県国民健康保険 団体連合会	利用時間	平日 午前8時30分～午後5時00分
審査課	利用方法	電話 086-223-8850
	面接場所	岡山市北区桑田町17番5号

- 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・利用開始前にあらかじめ「重要事項説明書」へサービス事業者が相談窓口へ苦情を申し立てることができることを説明記載してあることを利用者に周知する。
- ・別紙「苦情解決マニュアル」「要綱」に沿って対応していく。
苦情内容を分析し明確化して窓口担当者より苦情解決責任者へ報告、対応して解決へとつなげる。

7. 緊急時・事故発生時の対応

サービスの提供中に利用者の病状の悪化、もしくは事故が発生した場合は、速やかに家族又は主治医、関係機関等に連絡いたします。(別紙「連絡先」参照)

利用者の主治医	家族(2ヶ所)	居宅介護支援事業所 地域包括支援センター	市町村など
・名称 ・氏名 ・住所 ・電話	・氏名 ・住所 ・電話 ・携帯電話	・名称 ・氏名 ・住所 ・電話	・名称 ・氏名 ・住所 ・電話

8. 非常災害対策（別紙「連絡先」参照）

①	非常災害時のキーパーソン	
②	災害避難場所	
③	家族の連絡先	

- ・災害の状況によりできる限りの安全確保をした上で、訪問を打ち切ることもあります。
- ・実際に地震等の災害が発生した時は、各自ですべきことや避難方法、連絡方法などを家族で話し合っておいてください。
- ・災害のための緊急依頼は、災害状況に応じて対応できないことがあります。
- ・災害時、緊急時の救出のために個人情報を開示させていただくことがあります。

9. 守秘義務等

- 1) 事業者及びサービス事業所の従業者は、個人情報保護法をふまえて正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2) 事業者は従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3) 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、又利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又利用者の家族の個人情報を用いません。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	事務長 黄江 浩
-------------	----------

- 2) 成年後見制度の利用を支援します。
- 3) 苦情解決体制を整備しています
- 4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体的拘束等について

- 1) 当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等はい行いません。
- 2) やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

【利用者への看護サービスの提供に必要な利用目的】

〔サービス事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・当該事業者がサービスの利用者等に提供するサービス
- ・医療保険事務
- ・サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - －入退所等の管理
 - －会計・管理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者のサービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

- ・当該事業者等が利用者等に提供するサービスのうち、
 - －当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等の連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・医療保険事務のうち、
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔事業者の内部での利用に係る事例〕

- ・事業所の管理運営業務のうち、
 - －サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －事業所等において行われる学生の実習への協力